

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正案に対する意見公募要領

令和元年12月24日
中小企業庁
事業環境部取引課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省では、下請取引適正化に係る政策パッケージである「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点3課題の一つである「型管理の適正化」の更なる推進のため、令和元年8月、関係業界団体や有識者等が参画する「型取引の適正化推進協議会」を立ち上げ、型取引の実態や課題の是正等について検討を行ってきたところ、型取引全般の契約の明確化や型代金又は型製作相当費の一括払い・前払いなどのルール化の必要性が明らかとなり、同年12月、同協議会報告書にて、型取引の基本的な考え方・基本原則を取りまとめました。

また、今後のデジタル化時代における下請中小企業の振興にとって重要となり、かつ、受発注・資金決済業務を抜本的に効率化するシステムとして、中小企業庁共通EDI（Electronic Data Interchange、電子データ交換）が平成30年3月から、全銀EDIシステムが平成30年12月から、それぞれ、順次本格稼働しています。

については、これらの取組を背景として、今般、人手不足が深刻化し、更なる生産性の向上が求められる下請中小企業の振興を目的に、①型取引の適正化推進協議会報告書で策定した型取引の基本的な考え方・基本原則の遵守、②中小企業庁共通EDIや全銀EDIシステムなどによる電子受発注、電子的な決済等の推進等について、下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準（以下「振興基準」という。）に規定する改正を行うこととしました。

振興基準の改正案については、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会取引問題小委員会において、審議を行っているところ、広く国民の皆様からも、御意見をいただきたく、以下の要領で御意見を募集致します。

2. 意見公募の対象

- ・「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」改正案

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和元年12月24日（火）～令和2年1月23日（木） 必着

4. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 経済産業省ホームページにおける掲載
- (3) 窓口での配布

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課

（東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省別館 4階 435）

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」をクリックし、必要事項記載の上、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。
- (2) 電子メールの場合（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、下記のメールアドレス宛にお送り下さい。
メールアドレス：shitauke-torihiki@meti.go.jp
（電子メールの件名を「下請中小企業振興法「振興基準」改正案に対する意見」として
ください。）
- (3) 郵送の場合
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。
住所：〒100-8931
東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業省中小企業庁事業環境部取引課
パブリックコメント担当 宛て
- (4) FAXの場合
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、下記のFAX番号宛にお送り下さい。
FAX番号：03-3501-6899

※お電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。